

議 事 日 程 第 5 号

令和6年9月6日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議第117号 米沢市国民健康保険条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	佐野洋平	議員	2番	成澤和音	議員
3番	高橋千夏	議員	4番	関谷幸子	議員
5番	高橋英夫	議員	6番	高橋壽	議員
7番	小久保広信	議員	8番	影澤政夫	議員
9番	山村明	議員	10番	堤郁雄	議員
11番	植松美穂	議員	12番	古山悠生	議員
13番	島貫宏幸	議員	14番	木村芳浩	議員
15番	相田克平	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	佐藤弘司	議員
21番	鳥海隆太	議員	22番	島軒純一	議員
23番	齋藤千恵子	議員	24番	工藤正雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	近 藤 洋 介	総 務 部 長	神 保 朋 之
企画調整部長	遠 藤 直 樹	市民環境部長	佐 藤 明 彦
健康福祉部長	山 口 恵美子	産 業 部 長	安 部 晃 市
建 設 部 長	吉 田 晋 平	会 計 管 理 者	本 間 加代子
上下水道部長	安 部 道 夫	病院事業管理者	渡 邊 孝 男
市 立 病 院 事 務 局 長	和 田 晋	総 務 課 長	高 橋 貞 義
財 政 課 長	土 田 淳	政策企画課長	伊 藤 尊 史
教 育 長	佐 藤 哲	教育管理部長	森 谷 幸 彦
教育指導部長	山 口 博	選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸
選挙管理委員会 事 務 局 長	竹 田 好 秀	代表監査委員	志 賀 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 雄 樹	農業委員会会長	小 関 善 隆
農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 倉 和 典		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	栗 林 美佐子	事 務 局 次 長	細 谷 晃
総 務 主 査	飯 澤 倫 代	議事調査主査	曾 根 浩 司
主 任	佐 藤 丈 史		

午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第５号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○相田克平議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、旧南部土地区画整理事業用地として先行取得した土地の今後の利活用をどうするか外２点、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） 皆さん、おはようございます。市民平和クラブの太田克典です。

まずもって、お忙しいところ朝早くから傍聴においでくださいました皆様に心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来29回目の一般質問になります。今回は大項目３つを取り上げました。

１項目めは、旧南部土地区画整理事業用地として先行取得した土地の今後の利活用について伺います。

この土地の利活用については、これまでも何度か議会で取り上げられてきています。本会議の会議録を見てみますと、平成31年２月27日の山村議員の代表質問で、総務部長は、「本市の重要事業要望に掲載しているとおり、県施工で万世橋成島線の整備を求め、その実現に合わせて南部地区住宅用地の活用を検討する必要があるのではないかと考えております」と答弁しています。

また、令和３年６月17日の遠藤議員の一般質問に対して、中川市長は、「南部土地区画整理事業で駄目になってしまったもの、県では一切見向き

しませんでした。それを新病院建設という名目で何とか、命をつなぐ道路だということで道路中期計画に入れていただいた経過があるわけでありますから、そこは石垣町塩井線との連携をしながら一体化の中で取り組んでいかなければならない。そのことによって土地公社が持っている塩漬けになっている部分も道路拡幅によって新たな取組が生まれてくる」と答弁しています。

このように、本件土地の利活用については、県が整備主体となる都市計画道路万世橋成島線、そして市が整備主体となる都市計画道路石垣町塩井線と密接に連携するものであるという市の認識が分かります。

このようなことから、２本の都市計画道路の整備が注目されるところですが、本年５月に市当局から、都市計画道路万世橋成島線本町工区が、山形県道路中期計画2028の中で後期事業着手箇所として位置づけられ、具体的な取組を進める段階にあること、米沢市では、それと歩調を合わせて都市計画道路石垣町塩井線の予備設計を行うことが議会に示されました。また、そのための補正予算が６月定例会に上程され、議決されたところ です。

まさに２つの都市計画道路の整備事業がスタートしたと言えるのではないかと思います。同時に、懸案となっていた旧南部土地区画整理事業用地として先行取得した土地についてもまた、利活用に向けた取組を具体的に進める新たな段階を迎えたものと考えます。

そこで、課題を明らかにし、整理していくためにも、当該土地の利活用をどのように図っていくのか、改めて伺います。

まず、土地の現況はどうなっているか。当該土地の現況、登記上の地目、位置や場所、形状などをお知らせください。また、土地開発公社と市との関わりについても改めてお伺いします。

次に、利活用するためにはどのような課題があるのか。所有権移転の条件、宅地として利用する

場合の農地法上や建築基準法上の条件、その他どのような課題があるのか、市としての認識を伺います。

2項目めとして、超高齢社会の中で、より住みやすい米沢にするために、2つの提案、要望をいたします。

1つ目として、高齢者世帯を対象とした火災予防について、積極的に取り組むべきではないかと提案いたします。

本年2月の置賜広域行政事務組合議会における一般質問で、高齢者の一般住宅の火災件数がほかと比較して多い実態が明らかになりました。

そこで、消防署と連携して高齢者を対象とした火災予防の取組を積極的に進めるべきではないかとの提案を本年3月の予算特別委員会でも行いましたが、その後の取組はどうなっているでしょうか。高齢者世帯の現状とともにお知らせください。また、今後の取組についても改めてお聞きいたします。

2つ目は、公共施設のトイレの洋式化について要望いたします。

先日、すこやかセンターを利用している方から、建物内の洋式トイレは数が少なくて困っているとの声がありました。足腰の弱った高齢者にとっては、洋式トイレでないと使いづらいことからの切実な要望と受け止めました。

そこで、市内の公共施設に設置されているトイレはどの程度洋式化されているか。改めて現状を伺うとともに、洋式化に対する市の考えをお知らせください。

3項目めは、コミュニティセンター使用料の減免見直しについて伺います。

本年5月にコミュニティセンター使用料減免基準等の見直しについて、担当課から議会に対して説明がなされました。主な内容は、令和7年4月から、個人目的充足型団体、いわゆる趣味の会の使用料については一律50%減免に統一するというものでした。

また、スケジュールとしては、10月から11月に各コミセンでの説明会を実施するというものでしたが、早くから時間をかけて市民の皆さんに説明すべきとの要望を受け入れていただき、これまで関係団体への通知や意見交換会などが実施されてきたと承知しております。

私も南部コミセンで開催された意見交換会に参加したり、団体の方の意見を聞いたり、複数のコミセンを訪れて職員の方々の意見を聞いたりしてまいりました。その中では、活動の回数を減らさざるを得ない、会費を上げざるを得ないとの声や、山形市では使用料が無料になっているとの紹介、意見交換会の期間中に提案内容が変わることへの批判、さらには一歩踏み込んで、市や教育委員会の基本姿勢を問う声もありました。

こうした経過を踏まえた上で、現在までの状況を市としてどのように捉えているのか。また、今後の進め方をどう考えているか。使用料の在り方をどう考えているか伺います。

(1) 市民からどのような声が寄せられているか。また、意見交換会などでどのような意見が出されたか、お知らせください。

(2) 市民の意見を今後どう反映させていくか。使用料の在り方をどうしていくのか。改めて市の考えをお聞きします。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 私からは、旧南部土地区画整理事業用地として先行取得した土地の利活用に関わる基本的な考え方を述べさせていただきます。

この土地は議員御指摘のとおり、南部の都市計画道路に伴い計画された南部区画整理事業において取得したものであります。その後、都市計画道路が一部地元の反対運動で頓挫、併せて平成8年に区画整理事業が中止され、現在に至るものであります。

道路計画が頓挫した当時、私は旧建設省、現国

土交通省担当の新聞記者でありましたが、米沢市への都市計画道路の国の予算は内定していただけない、当時の建設省都市局の幹部から、こんなちゃぶ台返しは聞いたことがない、米沢市の都市計画は30年遅れると、厳しく言われたことを今も鮮明に覚えておるところであります。

このたび山形県道路中期計画2028で、都市計画道路万世橋成島線整備の本町工区が事業着手となった山形県の動きは、まさに止まった時計が動き出したものであり、都市計画道路石垣町塩井線整備と合わせ、米沢市の都市整備が新たな段階に進んだと言えます。当該土地の利活用に寄与する可能性について検討する、いい機会であると考えます。

しかし、土地の利活用については様々な課題や規制があり、具体的な土地の利活用について不透明な部分もあるところです。

詳細は、この後それぞれの担当部長から御説明いたしますが、今後、鋭意検討していきたいと考えております。

次に、3、コミュニティセンターの使用料の減免見直しについて、これまで私どもがお示してきた方針を変更いたしますので、私からその概要を申し上げます。

変更内容であります、個人目的充足型団体の使用料減免について、100%と50%の減免が混在しているものを、50%減額に統一する考えを示しておりましたが、これを100%減免に統一することに變更いたします。来年度から実施する考えであります。

先日来、関係団体の皆様との意見交換会の報告を私も受けてまいりましたが、御理解いただいた団体もありますが、活動を縮小せざるを得ないとする団体が多かったとの報告を受けております。また、私のところにも直接様々な御意見が寄せられました。

コミュニティセンターは地域づくりの核となる施設であり、今後地域における人口減少が進む中

にあつて、コミュニティセンターに多くの地域住民の方々が集うことが極めて重要であります。こうしたことから、近年各地のコミセンの建て替え、さらにはエアコンの整備などを進めておるところであり、今年度は広幡、塩井の2か所のコミセンを建て替える予定であります。

関係団体の活動は、健康長寿や教育文化のまちづくりに寄与するものであり、それらの活動を活性化させることが、市民の幸福度、いわゆるウェルビーイングを向上させることにもつながります。

100%減免に統一することで、年間で約100万円程度の財政負担が増加する見通しです。しかし、市民の幸福度、健康の向上、市民の皆様の声、地域の活性化、事務負担の軽減、それらを大局的に判断し、これまでの方針を変更した次第であります。これまで以上に積極的にコミセンを利用いただければと思います。

経過等につきましては、担当部長から御説明申し上げます。

私からは以上であります。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、まず1、旧南部土地区画整理事業用地として先行取得した土地の今後の利活用をどうするかについての（1）土地の現状はどうなっているかについてお答えいたします。

この土地は議員お述べのとおり、区画整理事業のために本市が財団法人米沢市開発公社に先行取得を依頼して取得し、当該法人が米沢市土地開発公社と統合したことから、現在は土地開発公社が保有している土地でございます。

面積は約5平方キロメートルで、買収金額は約5億4,100万円でございます。区画整理事業を目的としているため、取得した土地につきましては極端に不整形なものであり、取得した土地だけでは利用価値に乏しいというのが現状でございます。

ます。

また現在、農地で仮登記のまま元の地権者に耕作を認めておりまして、維持管理と固定資産税については元の地権者が支払っている状態でございます。

次に、（２）利活用するためにはどのような課題があるかについてお答えいたします。

まず、所有する土地は極端な不整形であることから、土地の追加買収等により事業が可能な整形地にする必要がございます。

また、現状が農地であるため、仮登記の段階であり、所有権移転の登記において、農地法第５条による農地転用許可が必要となります。これは具体的な整備事業が定まらないと申請ができないものでございます。

次に、道路や雨水排水路、上下水道等のインフラが不十分な状況であり、これらの整備を行わなければなりません。さらには、宅地分譲とする場合、いまだ土地の価格が低迷しており、用地の購入価格及び造成経費を分譲価格では補えないのではと考えております。

宅地分譲以外の利用については、都市計画の用途区域において、当該部分につきましては第二種低層住居専用地域としておりまして、住宅以外の建物の用途の制限や、建物の高さ制限などの規制があるため、大規模な施設整備には制限があり、併せて本市公共施設等総合管理計画におきまして、既存の公共施設の削減を進めることとしておりまして、新規の公共施設の建設整備は原則実施しないものとしていただいております。

都市計画道路万世橋成島線の整備事業が具体的に進められることは、先ほど市長も申し上げましたとおり、米沢市の発展に重要なものであり、近隣にあります旧南部土地区画整理事業用地として先行取得した土地に大きく関係するものでございます。

しかし、現時点での土地の利活用につきまして、多額の財政支出を伴うことや、多くの課題等

の解決を図る必要がございます。そのため、都市計画道路万世橋成島線の整備に先行して、これらの土地の利活用を図ることは難しい状況であると考えてございます。

都市計画道路万世橋成島線の整備事業に合わせて、これらの土地の利活用を図ることの可能性について検討してまいりたいと思います。

続いて、２、超高齢社会の中で、より住みやすい米沢にするためにのうち、（２）公共施設のトイレの洋式化を進めるべきではないかについてお答えいたします。

初めに、本市が所有する施設のうち、公営住宅等を除いた不特定多数の利用が見込めるトイレでございますが、令和６年８月現在で総数１,９５３個、そのうち洋式が１,１５１個、和式が８０２個となっております。洋式の導入率は５８．９３％となります。

そのうち、高齢者の利用が多いと思われる施設については、各コミュニティセンターや文化センターの集会施設が総数１６３個のうち、洋式が１０７個、和式が５６個でありまして、洋式の導入率は６５．６４％となります。

文化会館や伝国の杜、ナセＢＡなどの文化施設は総数１０８個のうち、洋式が６７個、和式が４１個であり、洋式の導入率は６２．０４％となります。

上杉記念館、道の駅、駅前やおまつり広場の観光施設の公衆便所は総数１２５個のうち、洋式が８６個、和式が３９個であり、洋式の導入率は６８．８０％となっております。

また、市の施設全体において、令和６年度に洋式トイレの改修予定はないところでございます。

施設の利用状況により洋式トイレの使用頻度は異なるものと考えております。洋式トイレも含んで、施設ごとのトイレの適正な管理、改修について、それぞれ検討する必要があると考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、2、超高齢社会の中で、より住みやすい米沢にするための

(1) 高齢者世帯を対象とした火災予防に積極的に取り組むべきではないかについてお答えいたします。

初めに、本市の65歳以上の独り暮らし世帯の推移ですが、毎年4月1日現在の住民基本台帳と国勢調査の資料を基に算出した推計値では、令和4年4月1日現在では3,323世帯、令和5年4月1日現在では3,309世帯、令和6年4月1日現在では3,293世帯となっております。

令和6年4月1日現在、全世帯に対し9.8%となっており、およそ10世帯に1世帯が高齢者単身世帯という状況にあります。

また、高齢者のみで構成される世帯の推移につきましては、令和4年4月1日現在では6,618世帯、令和5年4月1日現在では6,562世帯、令和6年4月1日現在では6,537世帯となっております。

令和6年4月1日現在、全世帯に対し19.6%となっており、およそ5世帯に1世帯が高齢者のみで構成される世帯という状況にあります。

置賜広域行政事務組合消防本部によりますと、置賜管内で発生した令和3年から令和5年の住宅火災の総件数は48件、うち高齢者が居住していた住宅は33件と、住宅火災の約7割を占めているとのことです。そのうち、本市で発生した住宅火災の状況については、令和3年から令和5年の総数は21件、うち高齢者が居住していた住宅は15件であり、さらに、そのうち高齢者のみの世帯は8件という状況です。

また、これら管内で発生した火災による高齢者の死傷者数につきましては、全体の半数を占めているとのことで、高齢者の多くは体力や判断力の低下によって逃げ遅れる危険性が高く、煙を吸い込むことで一酸化炭素中毒になり、動けなくなるなどの要因で死傷につながると、消防本部としては分析しているとのことです。

3月の予算特別委員会での議員からの御提言や現況を踏まえ、高齢者に対する火災予防の取組について、今年の3月に米沢消防署と高齢福祉課にて協議を行い、その際、消防署からは、住宅火災から命を守る手段として、住宅用火災警報器の設置が一番重要との意見が出ました。

住宅用火災警報器については、平成23年に設置が義務化されておりますが、管内の設置率は約8割にとどまり、義務化から13年が経過してもなお未設置世帯がある状況とのことです。

また、住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要であり、いざというときにしっかりと作動するよう日頃から作動確認と定期的な点検が必要となりますが、毎年消防署が行っている実態調査では、住宅用火災警報器の警報音が鳴らない世帯も複数あったとのことです。

義務化から既に10年以上経過し、義務化後すぐに設置された警報器については、警報器の電池交換が必要な時期を迎えているとのことで、設置後も定期的な点検を行うなど、注意喚起についての課題も挙げられました。

そのため、特に高齢者に対して、火災警報器の設置及び定期的な点検の必要性についての啓蒙活動が必要との認識に至り、チラシの戸別配布やホームページへの掲載だけでなく、消防署員が高齢者に対して直接説明することが重要との意見が出されました。

今年度の市と消防署が連携した具体的な取組につきましては、高齢者を支援する関係者に対し、火災発生状況や火災警報器の設置状況等の現状を理解していただき、火災予防についての認識を深める必要があると考え、4月に高齢者見守り支援事業定例会にて、見守り訪問員8名のほか、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会を対象に消防署員から説明を行い、高齢者世帯訪問時のチラシ配布、火災警報器の設置及び定期点検の必要性の周知について、協力を依頼しました。

また、6月には米沢市介護支援専門員連絡協議

会総会にて、介護支援専門員に対し消防署員から直接説明を行い、火災予防に関する継続的な協力を依頼しております。

今後も高齢者を対象とした火災予防の効果的な取組について、消防署と十分な協議、連携強化を図りながら、継続して実施してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私から、3、コミュニティセンター使用料の減免見直しについてお答えいたします。

方針の一部変更につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりですが、これまでの経過等にも簡単に触れながらお答えいたします。

初めに、（１）市民からどのような声が寄せられているか。また、意見交換会などでどのような意見が出されたかについて申し上げます。

コミュニティセンター使用料の減免に関しましては、幾つかの課題があることから、今年度、減免基準の見直しを行っていくことを決定し、本年5月に議会報告いたしました。

その時点での基本的な考え方の一つが、個人目的充足型団体、いわゆる趣味のグループの使用料減免について、50%と100%の減免に分かれているものを一律50%減額に統一することでありました。

5月の議会報告の際に太田議員から、影響を受ける団体には見直しを検討していることを早くお知らせすべきではないかとの御意見をいただき、私どももそのように考え、5月末に、減免見直しによって影響を受ける約200の個人目的充足型団体に対し、見直しを検討している旨の通知を送付いたしました。関係団体から見直しの再考を求める複数の御意見をいただきました。

市長に報告したところ、緩和策を検討した上で、関係団体と意見交換する機会を設けるよう指示を受けました。

そこで、急遽7月に市内4か所で意見交換会を開催したところであります。意見交換会では、市の見直しの考え方とともに、週1回程度の使用について100%免除する緩和策などを説明した後で、率直な意見交換を行いました。

その中では、受益者負担の考え方や緩和策に対して御理解いただいた方もおられた一方で、「文化のまちづくりや高齢者の健康維持、認知症予防に寄与している」、「少ない年金から活動費を集めているので、負担増になれば活動を減らすしかない」、「僅かな増収にしかならないなら、維持管理経費を節約すべきでは」、「会費の値上げは退会者の増につながる」など、緩和策を示しても今後の活動に不安を感じる声が多くあったところです。

次に、（２）市民の意見を今後どう反映させていくか。使用料の在り方をどう考えるかについてお答えいたします。

先ほど市長が申し上げましたとおり、個人目的充足型団体の減免につきましては、100%免除に統一するよう方針変更を行います。そのほか、利用者の不利益とならない見直し、具体的には放課後児童クラブを100%免除にするなどの減免対象団体の精査や、申請手続の簡略化につきましては、当初の予定どおり次年度からの実施に向けて検討を進めてまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） まずは御答弁ありがとうございました。順次、質問席から質問させていただきます。

まず確認ですけれども、先ほど、南部土地区画整理事業の先行取得の土地の面積、総務部長答弁では5平方キロメートルとおっしゃいましたか。5ヘクタールの間違いではないですか。いかがでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 大変失礼いたしました。5ヘ

クターの間違いでございます。修正いたします。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） それで、先ほど来、私の質問もそうですけれども、答弁も、都市計画道路万世橋成島線、なおかつ、その本町工区ということで路線名が出ておりますけれども、一般の市民の皆さんは場所が分からないのではないかと思いますので、改めて場所をお聞きしたいと思いますが、これは建設部長にお聞きしてよろしいでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 都市計画道路万世橋成島線の本町工区につきましては、分かりやすく申し上げますと、山大工学部のちょうど東側になりますが、城南郵便局がありまして、その交差点から東側に750メートル区間、少し分かりづらいのですが、石垣町塩井線との交差点までの区間、そういう捉え方をしているところです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 石垣町塩井線は市役所の東側の道路を南のほうに行って、今、県立商業高校に入っていく東西の道路と丁字路で交差しているわけですが、そこからさらに南に整備しようと。先ほど建設部長から説明がありました万世橋成島線と交差するという、そのところまで、こちらは市が主体となって整備しようということだろうと思います。万世橋成島線ですが、事業着手になったという認識を市でも持っておられるということです。

私は先日、置賜総合支庁の道路計画課、担当部署を訪問させていただきまして、万世橋成島線の今後のスケジュール的なもの、見通しといったものをお聞きしてまいりました。今後どのような形で進んでいくのか、なかなかスケジュール、日程的なもの、期間、時期、そういったものはお示しできないということでしたけれども、どのようなことで、どのように今後、項目的にいろんな調査等あると思いますけれども、それが進んでいくの

か。概略を教えてくださいませんか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 都市計画道路万世橋成島線及び石垣町塩井線につきましては、歩調を合わせながら現在、道路予備設計をやっているところであります。

今後の見通しにつきましては、予備設計が終了した後、必要に応じまして、都市計画決定などの手続を行った上で、道路財源などを確保し、さらには測量設計、地質調査などの事業着手の段階に移行していくものと、そういう捉え方をしております。

具体的なスケジュールにつきましては、現段階では申し上げる段階ではないということで、申し訳ございませんが、述べることはできませんが、ただ今後、議会の皆さんにも整備状況に合わせながら、その進捗状況について御報告していきたいと、そういう捉え方をしております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 都市計画決定の変更というお話がありましたけれども、そういった手続が必要になってくると。万世橋成島線と石垣町塩井線の交差が現在は立体交差ということで計画されているものが、本当にそれでいいのかどうかということの見直しが必要になってくるのではないかと。そのことに伴って、都市計画決定の変更というものが出てくるのではないかと。そのようなお話だったと思います。

2つの都市計画道路の整備については、事業着手と新たな段階を迎えたと市でも認識されているということで、そこで肝腎の土地区画整理事業用地として先行取得した土地ですが、先ほど、条件としていろいろあるというお話がありました。

1つは農地法第5条ということですが、現在、登記上は米沢市名義ではなくて、土地開発公社名義の仮登記がなされていると。それは停止条件付きの所有権移転仮登記ということによ

しかったですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 おっしゃるとおりでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) その停止条件というのが農地法第5条の許可ということだと思いますが、農業委員会に改めてお伺いしますけれども、農地法第5条の許可、具体的にどういったものになるでしょうか。

○相田克平議長 柴倉農業委員会事務局長。

○柴倉和典農業委員会事務局長 農地を農地以外に利用する場合には、農地法に基づく転用基準に基づきまして、農業委員会の許可、面積によっては県知事の許可を受ける必要がございます。

農地法第5条の許可につきましては、農地の転用と同時に、売買、賃貸等の権利の移動を伴う場合に必要となるものでございます。許可に当たりましては、当該農地の立地状況や事業実施の確実性など、農地法の基準に沿って審査を行った上で、許可の可否を判断することになります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 売買による所有権移転、農地だったものを宅地として利用するために、その利用が間違いなく計画されて、実施できるのかどうか、そういったところが農業委員会としての見どころといいますか、チェックのしどころということになろうかと思います。

宅地として利用できる土地があるのかどうかということは、建築基準法上の関係が出てくると思いますが、建設部長に改めてお伺いしますが、宅地として利用できるかどうか、その土地がですね、その条件、建築基準法上ではどうなっているでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 都市計画区域内の宅地に住宅程度の建物を建設する場合につきましては、接道義務というものがございまして、建築基準法に定

義されます幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければならないという制限がございます。

さらには、先行取得した土地の部分につきましては、用途地域上、先ほどもありましたが、第二種低層住居専用地域となつてございますので、敷地境界、道路境界などから建築物の外壁までの離れを1メートル以上確保することであつたり、建築物の高さを12メートル以下にしなければならない。さらには、最低敷地面積を200平米以上にしなければならないなどの条件を満たす必要がございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 詳しく教えていただきましたが、南部土地区画整理事業という事業を前提とした土地の先行取得だったわけです。これは現況をお伺いしますと、不整形な土地で、しかも地目は農地のままだということで、現状は宅地としては使えない。そのような状況にあるわけです。

宅地として利用するための条件、農地法上の許可だったり、建築基準法上の許可だったり、これを満たす必要があろうということになるわけですが、この先行取得はあくまでも土地区画整理事業を前提としての土地の買収ということだったのですが、土地区画整理事業特有の考えがあろうかと思います。減歩ということになるわけですが、この減歩というものはなかなか分かりづらいので、どのようなものが改めてお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 区画整理事業におきましては、道路や公園などの公共施設を地区内に整備するため、地区内の土地の所有者から土地を少しずつ提供してもらうことになります。これを減歩と言います。所有する土地が減少することにはなりますが、不整形で宅地利用に不便な土地が、整備された道路に接した整形地になることにより土地の利用価値が高くなり、土地所有者に大きなメリ

ットがあるものと考えてございます。こちらの減歩も実際に行っていたものでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 土地区画整理事業前と事業後と、その土地の評価によって、一定程度の割合で土地を提供していただく。その土地のことを減歩、あるいはその率、割合のことを減歩率と言うものと思っておりますが、今回の南部土地区画整理事業を前提として先行取得した土地、これは区画整理事業を前提にして、減歩率をいかに緩和していくか、そういったことも目的の一つにあったのだろうと。

したがって、現況の土地の形状とか位置とか、先ほど言った地目とか、そういったものにかかわらず、関係なく買収を進めてきたのではないかと、そのように思うわけですが、そのような認識でよろしいですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員お述べのとおり、旧南部土地区画整理事業用地として先行取得した土地の目的におきましては、区画整理事業における個々の元の地権者の減歩を緩和する目的もあってということでの取得と考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） そうしますと、なかなか今回、万世橋成島線、石垣町塩井線、都市計画道路を整備する、整備した状況を考えて、現況その土地がどこにあるかということを考えますと、南米沢駅に降り立って、北東のほうを臨んで、一帯農地になっている場所です。今朝も見てきましたけれども、一面田んぼで立派に稲が実っているような、そういう状況のところ。その土地の一部、5ヘクタール分、形状とか位置とかは見た目では分からないわけですが、そういう土地があると。

そうしたところをどのようにこれから利活用していくかということを考えると、やはりその区域内に1つの道路を切っただけでは、なかなか土地

の利活用というものは図れないということがあろうかと思しますので、いかにして面的に整備をしていくか。そのことが1つ。

それから、今回まで、万世橋成島線の事業着手に合わせて活用を考えていくと答弁してきた中には、万世橋成島線の移転用地の確保、そういった面もあるのではないかと思います。

例えば、万世橋成島線の整備がなった後に、先ほど用途地域の話がありましたけれども、沿線上は第一種住居地域でしたでしょうか、そうすると3,000平米以下の店舗は建設できるということになるわけで、仮に放っておくと、例えばですけれども、一部、第二種住居専用の部分も含めて、今話題に上っているドラッグストア、そういったものの進出も可能になってしまうのではないかと考えられるわけです。

そうすると、やはり面的な整備という何かしらにはしていかなければならない。そのことを、これをきっかけに、いいチャンスだと思いますので、積極的にやはり考えていく。その時期が動き出した。そのように思うわけですが、そういう考えはおありですか。端的にお答えください。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 おっしゃるとおり、どのような形で都市計画道路の整備が進んでいくのか、どのような考えで県が進めていくのかということも併せて南部土地区画をどのように活用していくかは考えていかなければならないと思っております。

これから様々、県なり市の内部で協議した上で、どのような方法が実際にできるのか、望まれるのかということを検討してまいりたいと思います。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 答弁にもありましたように、財政的な検討もちろん必要でしょう。そうしますと、やはり事業的には相当大きな規模になってくる、面的な整備が必要だと。それをやろうとすればなおのことですけれども、そうすると万

世橋成島線のスタートと同時に、少なくとも考え始めないと、なかなか整備というものは、もちろん一朝一夕にはならないわけで、できないのではないかと思うわけです。

場合によっては庁内で検討委員会等を立ち上げるなどして十分検討していただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、2項目めに移りますが、消防のほうでも住宅用火災警報器の設置の働きかけという対策を取っていただいているようですけれども、これはあくまで火災が起きてから作動するものであって、火災の予防にはなかなかつながらないのではないかと思いますので、やはりそこは一部実施しておられるようですけれども、制服を来た消防署の職員の皆さんが実際に高齢者の前に立って火災予防の訴えをする。そうすることでインパクトが出てくると思うのです。ネクタイを締めた事務職員の方がチラシを配ってというのとはやはり違うのではないかと思うわけです。

ですから、そこを高齢者の皆さん方とつながりのある行政部局、市長部局でそういう機会を積極的に設けていただいて、消防署と連携して予防の活動を積極的に展開していただきたい。それが提案の趣旨ですけれども、いかがでしょうか。端的にお願いします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 消防署からも、消防署員が高齢者に直接説明する機会を確保したいと考えているという話もいただいております。この機会の確保も含めまして、消防署との連携強化に努めて、協働して取り組んでいきたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） まだまだ暑い日が続くという中で、冬の火災の原因となるものがやはりストーブとか火の不始末といったことになるわけで、少し話もしづらいところがあるわけですが、今から冬期間に向けて予防活動、そうい

ったものを充実させていっていただきたい。ぜひ消防署と連携していただきたい。そのように思います。

それから、（2）のトイレの洋式化についてですけれども、先ほど、全体の数字をいろいろと上げていただきました。

公共施設のトイレの洋式化、なかなかこれは今までは注目されていなかった視点だろうと思いますが、具体的な数字を上げていただいたものをお聞きしますと、60%を超えている部分もあるということで、進んでいるのではないかという印象もあるわけですが、演壇から申し上げました、すこやかセンターのトイレに限って言いますと、お聞きしましたが、男性用のトイレでは33.3%、3基に1基です。それから、女性トイレに至っては25%なのです。4基に1基。各階に1基しかない。

先ほど御紹介しましたが、すこやかセンターを利用されている高齢者の団体の方、活動が終わって休み時間にやはり集中すると、トイレの利用。そうすると1基だけではなかなか厳しいと。そういうお話なのです。

これは、すこやかセンター建物内を見ただけでも率が低いというのは、先ほどの数字と比べて明らかですので、ここはやはり、すこやかセンターに特化した形ででも改修していただくことはできないのでしょうか。いかがですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員お述べのとおり、高齢の方といいますか、特に膝や腰に支障のある方については、洋式トイレの利用が望まれているということは認識してございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、施設の利用状況等により、洋式トイレの使用頻度は異なるものと考えます。そういった高齢の方などの利用等も踏まえまして、施設ごとに検討していく必要があると考えてございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 施設ごとに検討する中であっても、すこやかセンターは今こういう現状ですので、そこはぜひ優先的に考えていただきたいと思います。

新しい視点でということ、私も要望をお聞きして、はっと思ったわけですが、ネットでも調べてみますと、必ずしも高齢者の視点からだけではない、今現在。公共施設のトイレの洋式化は観光面からも、インバウンドで海外からのお客を受け入れる、そういった面。あるいはバリアフリーというもっと基本的な部分、そういった部分でも注目されている。

中には、やはり公園に設置されている公衆トイレは、洋式のものより和式のほうが汚れやすいのではないかと。そういった声も上がっているようです。

公共施設等総合管理計画の個別施設計画、来年見直しということがありますけれども、ぜひトイレの洋式化についても、その部分だけでもいいので、施設全体ということだけでなく、トイレの洋式化ということもぜひ検討していただきたいと、最後に要望しておきたいと思います。

コメントあればいただきたいですが、いかがですか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 繰り返しにはなりますけれども、やはりそういった要望があることをこちらでは認識はしておるところでございます。ぜひ、洋式化、様々な場面を想定しながら進めてまいりたいと思います。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

大項目3点目ですが、コミュニティセンター使用料の減免見直し、これは市長からも御回答いただきました。大変英断を下していただいたと。そのように感謝申し上げたいと思います。

企画調整部長答弁にもありましたけれども、健

康長寿を推進する側面からも、教育文化の面からも、あるいはウェルビーイングというものを推進していくと。そういう観点からも、今回の100%減免という方針転換は必要だろうと。そのような判断だったと思っております。

コミュニティ推進課、所管は今、市長部局になっておりますけれども、前身は教育委員会の所管ということで、回答にもありましたが、教育文化の面、文化活動や社会教育実践の場でもあると。そういう経緯もありますので、改めて教育長に、教育委員会としての基本的な立場、そういったものをお伺いしておきたいと思っておりますので、ぜひ御回答いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 今、議員お述べのとおり、例えば市民の皆様が気軽に体を動かしたり、好きなことに没頭したり、または興味のあることを学んだりするという活動につきましては、個人の幸せということに加えて、一つのつながりが生まれたり、地域社会の活性化につながってくると思いますので、教育文化のまちづくりのために大変有意義な、意味があるものだと思っておりますので、場の提供について努めてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ありがとうございます。

御提案の中身を再度確認させていただきたいと思いますが、いわゆる個人目的充足型団体、趣味のサークル、会、そういったものの使用料については100%減免する。いわゆる使用料については無料にすると。そのようなことでよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 そのとおりでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） それはいつから実施ということになりますか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長　そういった利用のほか、先ほども申し上げましたが、申請手続の簡略化とか、そういった全体的なことを含めて、来年度の当初からの実施ということで考えております。

○相田克平議長　太田克典議員。

○17番（太田克典議員）　来年の4月1日から実施ということで確認させていただきたいと思います。

今回の5月に提案を受けてから、市民の皆さん方に、あるいは団体の方々に丁寧に御説明させていただきたいと、そのようなことを申し上げさせていただいて、文書の通知とか、それからコミセンを会場とした説明会とか、やっていただいたわけですが、今回の一連の流れについて、市民の皆さんと市当局の担当部署の方々が直接、一つの場所で意見交換をする。このことについては、私はこれは評価したいと、そのように思っています。実際に説明に立たれた職員の方も、意見交換の最後に、直接市民の皆さんとこうして意見交換ができたということはよかったです。そういう発言もありましたし、市民の側からも、今まで、もしかしたらこういう機会、場というのは、市の職員の皆さんと一つの提案をめぐって、いろいろ意見交換をする場というのはなかったのではないかと。

今回のことは、100%減免の見直しというものをもちろんまだ知らないわけですが、その段階で、そういう機会を設けられたということは、一つのやはりきっかけになったと。そうおっしゃっている方もいらっしゃいます。

ですから、やはりこうしたことをこれからも市民の皆さんといろいろな意見を聞いて、そして、それを政策に生かしていく。そういった取組はぜひ進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長　近藤市長。

○近藤洋介市長　企画調整部長からも補足があるかもしれませんが、太田議員のおっしゃるとおりだ

と思います。

今回のことは、当初、方向性を5月に出させていただいて、ただ、その後いろんな御意見が私どもに来ました。議員のところにも来られたかもしれませんが、そういうこともあり、きちんと説明をたしか4か所でさせていただいたかと思えますけれども、担当部局にお願いして、こういった御意見を直接聞く場を設けるべきだと、丁寧に説明すべきだと。その際に、私どもとしては激変緩和措置といったものも含めて御提案して、率直に聞いたらどうだろうか。いきなり変えるのではなくて、少し段階的にというのもどうだろうかという御提案も示しながら、させていただいたのです。

ただ、やはりそれでもなおという御意見が数多く聞かれたということも踏まえて、今回、部長と担当課長とも議論した結果、ある意味で方針を変えて、統一ということは一緒ですが、全額無料と、100%減免という判断をさせていただいたわけであります。

担当課長も、こういうコミセンで、皆さんから直接話を聞く機会ができてよかったですというのは言っておりますし、私も聞いておりますし、やはりこうして直接対話をするということは非常に大事だと思っていますので、私自身も対話と実行の米沢市政ということを掲げていますので、様々な点でこうしたことを重ねるということは重要だと思いますし、こうしたことを重ねていきたいと、このように考えております。

○相田克平議長　太田克典議員。

○17番（太田克典議員）　ありがとうございます。ぜひ今後とも実行していただきたいと思います。

今回の100%減免、来年4月1日からということは、市民の皆さんにとっても喜ばしいことだろうと思います。

また、各コミセンの職員の皆さん方、先ほども少し答弁の中であったかと思いますが、事務作業の軽減にもつながるのではないかと思います。

今回の決定をいかに周知を早くしていくか、市民の皆さん、コミセンの職員の皆さん、団体の方、周知をどのようにしていくかというのは大事かと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 コミュニティセンターに対しては直ちに連絡いたします。

また、個人目的充足型団体の方に対しては、来週に文書を送付したいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

~~~~~  
午前11時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、今、教育課題の中で、旅はレジャーではなく教育という視点が注目されるが本市の考えはどうか外1点、4番関谷幸子議員。

〔4番関谷幸子議員登壇〕（拍手）

○4番（関谷幸子議員） おはようございます。一新会の関谷幸子です。よろしくお願いいたします。

めっきり朝晩涼しくなりましたが、まだまだ暑い日が続いております。寒暖の差が大きいので、体調管理はしっかりしたいと思っております。

いよいよ9月定例会一般質問の最後のトリを務めることになりました。終わりよければ全てよしという言葉があるように、しっかり努めていきたいと思っておりますので、当局の方、よろしくお願いいたします。

たします。

大項目1、今、教育課題の中で、旅はレジャーではなく教育という視点が注目されているが、本市はどのようにお考えですか。

学校教育の中では多くの課題を抱えていると思います。不登校の問題や教員の不足、その他いろいろあると思います。

旅が持つ教育面での可能性について、学びを意識した旅行業界の教育プログラムの開発が進んでおります。

スマホの使い過ぎ問題や、SNS、ゲームの使い過ぎなどで暇を潰すという子供たちが多く、実は余暇の過ごし方が貧弱だということです。

余暇の過ごし方の視点を取り込んだ教育プログラム開発を研究している静岡大学教育学部の塩田准教授は、余暇開発の題材として旅が非常に優れていると言っております。また、皆さんとても旅が好きで、ポジティブに語り合うことができ、旅は全体として、やることが多く、要素分解もしやすく、様々な好きの要素が含まれて、自分の好きを見つけるのに好都合だと言っております。

旅の果たす役割が教育課程において大きいと思いますが、本市の考えをお伺いいたします。

小項目1、越境学習という旅の教育効果について。

旅は全てが非日常です。越境教育では、ふだんと違う環境で覚えた違和感を観察し、振り返ることで固定観念が打破されるのですが、これを旅のように感受性の高まっているタイミングで行うと、より効果的であると言われております。

2020年度にスタートした新しい学習指導要領で重視されている探究学習のテーマは、身近な課題であるということをポイントとしております。探究的な学びのきっかけに、旅の持つ非日常性、偶発性への期待が高まっております。地域に住む人にとっては日常であっても、訪れる子供たちにとってはアナザーワールドです。

リクルート進学総研の調べでは、保護者の意識

も今変わっておりまして、親から子へのアドバイスが、勉強しなさいから、自分のやりたいことをやりなさいへ変わってきているということです。

観光業にとっても、教育と旅をひもづけるメリットは大きく、家族旅行がレジャーでなく、教育という認識が社会に広まれば、保護者も休暇を取りやすくなり、平日の稼働も期待できると思われます。

また、教育的旅においては、ものより、ことが重要で、有名な観光資源の有無は重要でなく、工夫次第で多くの地域で取り込むことができ、地域の多様な魅力のありのままを体験してもらうことが重要です。

参考までにですが、隣の高畠町では2023年度からデュアルスクールという、住民票を移さず一時的に他の地域の学校で学ぶ仕組みを採用し始めました。町では、将来の交流人口拡大の要素や、その先の定住・移住を見据えているようですが、教育の視点で見ると、課題も大変多くありましたが、それ以上に効果が大きかったので続けたいというお考えを示しておられました。

また、愛知県では今年の3月、県の休み方改革のプロジェクトの一環として、ラーケーションの日を設定し、子供と家族と一緒に活動できる時間を増やす狙いで、事前に届け出れば登校しなくても欠席扱いにならない年3日を設けることとしております。

この同様の制度が全国の自治体からも発表され始めております。こうした制度が広がれば、教育を意識した旅のニーズの拡大につながると思います。先を見据えれば、観光にもつながると思いますが、本市の考えをお伺いいたします。

大項目2、有害鳥獣の対策は十分であると考えておりますか。

このたび9月の定例会一般質問の中でも、ほかの議員の方も、この件に関し質問しておりますが、私もこのことは重要と考え、お伺いいたします。

今年は特に熊の目撃情報が各地で多くありまし

た。市民の安心安全を考えて、環境課と森林農村整備課が協力して対策を考え、御努力されていることは承知しております。

また、有害鳥獣対策の強化に向けた取組についてとして、さきに御質問された議員の答弁に産業部長がお答えされておりましたように、有害鳥獣駆除を担う後継者の育成等体制強化に対する補助、熊等出没時に対応していただく猟友会会員の負担に応じた委託料の増額や、市街地で熊を誘引する果樹のうち不要なものを伐採する場合の補助など、9月の補正予算に上程されております。

後継者の育成は喫緊の課題と思います。有害鳥獣による農作物の被害はかなり深刻化しております。

山形県の有害鳥獣による令和4年度の被害額ですが、約3億5,600万円となっております。これは大きい金額だと思っております。特に、私の地域には猿が集団で来るので、本当に観光客には悪影響が大きいものがあります。

地元の猟友会の方も、6月、7月、8月で三沢地区で猿は45匹、熊10頭を捕獲しておりますが、猿はまだまだ数が多く、増え続けております。地元の猟友会の方とコミュニケーションを取りながら対応していますが、時間がかかります。

一連の有害鳥獣に対する施策や、特に猿の対策はしっかりしていただきたいと、お願いしております。

小項目1、ジビエを地域の産業にできないか。

ジビエに関する一般質問は3回目となります。

皆様も御存じでしょうが、ヨーロッパやアメリカなどでは野生の肉を食肉としてたしなむ文化が古くからあり、特にフランスでは高級食材として楽しむ文化があります。

日本でも、猟師が自家用食材として、ぼたん鍋や熊鍋など古くから調理方法も残っています。また、ジビエは高たんぱく、低脂肪なので、アスリートには欠かせない食材になっております。

最近の日本では、天敵であるオオカミの絶滅、

猟師の高齢化、山の管理不足などの要因が重なり、有害鳥獣による被害が増加しております。行政が後押しして捕獲数を調整し、食材として活用する動きが多く見られ始めています。

課題も多く、ジビエ処理のガイドラインはハードルが高いと思いますが、ただ捕獲して捨てるだけではもったいない話です。

政府は農作物の被害対策の一環として利用拡大を急いでいます。ジビエの利用は外食などでは増えてきており、普及が進めば農作物の被害を減らすだけでなく、地域の所得向上につながるとの期待があるとしていますが、農林水産省が掲げている利用量の目標には程遠い状況で、ジビエ利用は捕獲数全体の1割程度にとどまっていることが課題となっております。

地形の条件により運搬が困難なことや、加工施設が小規模、また食文化が浸透していないことなどが挙げられております。

このため農林水産省は、移動して車内で加工できるように小型化したジビエカーや、保冷機能などを取り付けた改造軽トラックによる実証を行い、ジビエの普及を促す取組を進めております。輸送用コンテナを活用した簡易な処理施設を設置し、効果も検証するとし、前向きな施策を示しておりますので、本市でもジビエを地元の産業にできないか、お伺いいたします。

また、処理施設の利活用として、旧三沢東部小学校の調理室をジビエ処理施設に利用できないか、お伺いいたします。

いろいろ課題もありますが、どうしたら前に進めるか、一緒に知恵を絞って実現できるようなお考えをお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、1、今、教育課題の中で、旅はレジャーではなく教育という視点が注目されるが本市の考えはどうかの、越境学習という

旅の教育効果についてお答えします。

近年、教育の現場において、旅で学ぶという非日常体験が着目されており、体験旅行やデュアルスクール、ラーケーション制度など、新しい取組が様々な自治体でなされています。これらの取組や地域の特性を生かしながら、児童生徒に新たな学びの機会を提供する手段となっております。

越境学習の教育効果として、地域の文化や自然環境、歴史的背景等を直接体験できることが挙げられます。

訪れる児童生徒にとっては、ふだんの生活では味わえない、新しい視点や価値観を得ることができます。特に、そこに住む者にとっては当たり前のことでも、外部から訪れる児童生徒にとっては新鮮で刺激的な体験であり、将来にわたって心に深く刻まれることと思われます。

また、その地域に住む方々と直接関わることで、コミュニケーション能力の育成や社会貢献意識の醸成等の教育効果が得られます。

さらに、旅先で興味を持ったことについて、教科学習と関連づけて、学びを広げたり深めたりすることで、一人一人がさらに成長するとともに、よりよい社会の実現へ寄与することが期待できます。

平成29年には文部科学省より、「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」という通知が出されています。本市においても、母親の里帰り出産に伴い、児童生徒が住民票を移動せずに一定期間本市で学校生活を送るといった事例がありました。

このように、議員から御紹介のあったデュアルスクールやラーケーションといった取組は、日常から離れ、様々な貴重な体験ができるという意味で、教育的に価値があるものと考えます。

また、米沢市に他地域からの児童生徒が来ることになれば、その児童生徒のみならず、受入先の学校の児童生徒にとっても、よい刺激になるものと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2番、有害鳥獣対策は十分だと考えているかについてお答えいたします。

本市における有害鳥獣による農作物被害につきましては、令和5年度の農作物被害が989万9,000円と、大きなものとなっております。過去10年を遡ってみましても、徐々に減少はしているものの、大幅な被害抑制には至っていない状況です。

そこで、本市における有害鳥獣対策についてありますが、米沢市有害鳥獣対策連絡協議会が国の鳥獣被害防止総合対策交付金を受けまして、各地区の協議会、猟友会などと連携しながら事業を実施しております。

主な対策としましては、農地を守る電気柵の設置や猿の追い払いなどの被害防除と、不要果樹の伐採や、やぶの刈り払いなどを行う環境整備について、地域の皆様の主体的な取組を支援するとともに、有害捕獲を行う個体数調整については、猟友会の協力を得ながら計画的に実施してきたところです。

加えまして、近年は熊の市街地への出没件数が増加するとともに、ニホンザルについては人なれが進み、人に対して威嚇する個体が増えているなど、農作物被害にとどまらず、生活被害、ひいては人身被害も懸念される状況が出てきております。

このため、ニホンザルに関しては、今年度から新たに加害群の個体数を減少させるための捕獲活動を、猟友会の協力を得ながら積極的に開始しているところです。

この取組は、群れの頭数を減らすことで、追い払いなどの効果を高めることを目的としておりますが、今後も捕獲活動については継続的に強化していく方針です。

なお、有害鳥獣対策は、さきに述べた被害防除、

環境整備、そして個体数管理の3つの柱が鉄則であり、この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが対策の効果を大きく左右しますので、引き続き鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら取り組んでいくとともに、全国の先進事例を参考に、被害防止対策を深めていきたいと考えております。

次に、ジビエを地域の産業にできないかについてですが、全国のジビエの利用実態を見てみますと、近年、各自治体の中にはジビエの振興に力を入れているところが見かけられるようになり、害獣としての駆除対策だけではなく、独自の食文化としてや、新たな販路の確立を通じた地域振興を目標としているところもあります。

その事例の一つとして、長野県では信州ジビエとして独自の認証評価を設定し、解体から保存、流通まで、より高いレベルの食材の提供を目指しておられるところです。

このことから、本市におきましても捕獲したイノシシやニホンジカなどを地域資源として活用することは、地域の新たな特産品としてだけでなく、地元独自の食文化の見直しを深める機会になるものと考えております。

また、食への感謝の気持ちを持ちながら、これらジビエをいただくことは自然との関わり方の一つでもあり、日本の古い食文化や山の文化の再認識につながり、意味深いものと考えられます。

しかしながら、関谷議員の令和4年12月の一般質問でもお答えいたしました、ジビエを販売するには、食品衛生法に基づく許可を受けたジビエ処理施設での食肉加工が必要となり、その施設整備に当たっては、まず本市における捕獲頭数が少ないこと、さらに費用対効果の面を考慮しますと、課題がある状況です。

このたび、地域が主体となり、ジビエを使った地域産業の振興や地域内循環に向けた取組の御提案がありましたが、市としても地域の具体的な御計画などのお話をお聞きしながら、また他地域

の取組事例と一緒に研究させていただきながら、課題への対応策等について検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、ジビエを地域の産業にできないかのうち、ジビエの調理場として旧三沢東部小学校調理室を利用できないかについてお答えいたします。

旧三沢東部小学校は、令和5年3月をもって廃校となり、その後、米沢市公共施設等総合管理計画に定める施設廃止後の施設利活用方針に基づき、地域団体等による公益目的での利活用の検討を行うため、三沢コミュニティセンター管理運営委員会に地区での利活用の意向があるかを照会したところ、同年11月に運営体制を構築した上で、新たな交流・研修施設として施設を利活用することの要望がありました。

その後、三沢地区と協議を進め、本年4月に施設の運営団体となる一般社団法人米沢みさわ小学校の登記が完了したことから、旧三沢東部小学校の校舎及び一部のグラウンド等を令和7年3月から3年間貸し付けることとしたところでございます。

旧三沢東部小学校の校舎部分につきましては、調理場を含めて、一般社団法人米沢みさわ小学校に貸し付けることから、調理場をジビエの調理場として利用するには、同法人との十分な調整が必要となるものでございます。

さらに、現状の状態から、建物の一部を第三者に貸付けする場合、私どもとしましては、新たに一般社団法人米沢みさわ小学校及びその調理場使用者との契約を結ぶ必要がございます。

また、設備の改修等につきましては、使用者側で対応をお願いするものでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 御答弁ありがとうございました。

私からは、デュアルスクールについてですけれども、これは高畠町ではデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業と聞いております。昨年は1組、小学校1年生の児童が1週間だけ参加したということで、1年生なので、期間も短く1週間と決めたそうですけれども、今年度はお2人、2年生と4年生が参加しまして、7月に2週間実施したということです。申込みは8組あったそうです。この9月も今行っているかと思うところですが、こういった取組は米沢市で何ともしようというものではございませんが、例として、こういう自由な発想が私は今後大事なのではないかと思つて、今日質問させていただきました。

私どもも夏休みに、先ほど旧三沢東部小学校の利活用の問題が出ましたけれども、国際キャンプをやっております。ただし、これは学校生活というよりは、夏休みの自由な休暇の過ごし方であるので、これとはまた別に、本当に学校生活、学校教育の中で、ほかから参加して、いろんな経験をするというのは非常に大事なのではないかと思っております。

米沢市の教育振興基本計画の中でも、令和3年度から令和7年度の5年間で、基本理念として掲げてあります。その中の基本目標、これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの育成とあります。その中で、一番私が興味を持ったのは、施策で、その中の1番、自ら学び考え行動できる力を育む学校教育の充実というところです。その中で、このたびも米沢チャレンジウィークで中学生がいろんな現場に出て、いろんな仕事をしたということも本当に重要だと思っております。このことはキャリア教育の推進にも非常に役立つということで、私は、この基本計画はすごいと感じていたところです。

越境教育というのは、特にVUCAという、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代において

柔軟に対応できる人材を育成するために重要とされているということで、4つ提案されております。

新しい視点の獲得。これは問題解決や創造性の向上につながる。

2番目、ネットワークの拡大。異なる環境で学びを通じて新しい人脈を築くことができる。これは将来的なキャリア機会が広がるとされています。

3つ目、自己の生育。新しい挑戦や経験を通じて自己のスキルや知識を向上させることができる。

4つ目、柔軟性と適応力の向上で、異なる環境での経験は変化に応じる柔軟性や適応力を養うのに役立つ。特に、不確実性の高い現代社会においては重要であるとしております。

こういったことから、やはりいろいろな考え方があると思いますけれども、今非常に教育の現場は大変だとは思いますが、こういったいろんな自由な取組を考えてはどうかと思っていますので、その辺どうお考えでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員から御紹介がありました様々な取組について、特にデュアルスクールやラーケーション等、質問の中にもあったわけですが、そういった取組の教育的な効果、価値というものについてはあると考えているところでございます。様々な教育の価値等を考えながら、例えば他の市町からの受入れの要請等について、事例として受け入れたということもございますので、そういった点については柔軟に受け入れて、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） これは私事になるのですが、うちの孫が小学校1年生になりました。大阪に住んでいたのですが、去年の秋から山形県の小学校に入りたいという強い希望が本人か

らありまして、教育現場で大変お世話になりました。1学期、西部小学校で無欠席で参加させていただいております。今また自分の意志で、今度は大阪に帰るということで、今大阪の小学校に行っておりますが、こういった自主性といいますか、親から言われたとか何かでなくて、自分でこういうことをしたいというのは非常に価値があると私も思っておりますので、そういうことはやはり教育の面で必要ではないかと考えております。

こういった点に対して、先生方にも教育委員会にも大変お世話になりました。本当にありがたい経験をさせていただいたと思っております。

また、近所の人たちも、そういうことができるというのはすごいということを言われて、皆さん好意的に接していただいたことは本当に感謝しています。

ただ、こういったことに対して、やはり事務的なこととか、その後のいろいろな対応の仕方が非常に面倒だということを痛感しておりましたが、最初に申し出たときも、事例がないということで一応猶予させられましたけれども、好意的にできるようになったことは、本当に教育委員会の方のお力だと思っております。

こういったことをやはりいろんな形でできるようになればいいのではないかと思いますので、こういったことをこれからいろんな形で進めていくという考えはございますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 様々なメリット、デメリット、進めていく上での課題というものもあるかと思っておりますので、ぜひ先進事例ですとか、他市町の状況などを収集しながら、研究してまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） また、旅ということについて、我々も関地区の人たちと農家民宿をずっとやっているわけですが、1泊で帰られるわけですね。山形県には1週間ぐらい来ますけれ

ども、そこにとどまるのは1泊ぐらいなものですから、なかなか体験というまでにはいい感じに感じます。ただの見たり聞いたりする旅行かなということで、体験できるというまでにはなかなかいかないのが非常に残念だと思っております。

そこで、長野県の飯田市にある南信州観光公社は設立以来20年、農家民泊を始めて、体験型教育旅行に特化したサービスを提供して受け入れるということをしております。農家の方に依頼しているのは、おもてなしをしない、農家から子供たちに何かしてあげることとはせず、ふだんどりの生活のままで迎えてもらうというのが鉄則だそうです。このスタイルを徹底して、子供たちは自分で考え行動する経験をすることができ、旅は一方的にサービスを提供するものではなく、迎える側と訪れる側が交流し、高め合うものだという価値観が身につくということで、初めは慣れない生徒も、体験が終わる頃には違う顔つきになっていると、学校側の評価が高いのです。

こういった、やはりある程度、一定期間その地域にとどまるということは非常に大事なことだと思っておりますので、こういった例も本市ではどう考えておりますか。お伺いいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 本市におきましても、グリーンツーリズムの一つとしまして、教育旅行の取組を進めております。受入れ家庭の皆様方には、お客様を自分の家にいるような気持ちで過ごせるような雰囲気づくりに努めていただいておりますし、受入れ家庭との触れ合い、そして農作業など体験を通じて相互の交流を深め合う、そのような取組を進めていただいているところです。

今後こうした取組を進めながら、ぜひまた米沢市に訪れてみたいと、そういう気持ちを持っていただけるような形で進めていきたいと考えております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） ありがとうございます。

私が思うには、やはり短い期間ではなくて、ある程度、一定の期間がないと、なかなかコミュニケーションもうまくできませんし、このたび関地区で私たちも受け入れたのですけれども、台湾から、3月、4月、5月と高校生、最後は中学生が来ましたが、やはり米沢に泊まって、すぐ次は福島とか、そういうところに行くと、なかなか本当にここのよさというものまでは理解できないのではないかと思いますので、その辺もう少し滞在型というか、そういうものに重きを置いて、進めていただきたいと思いますと思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 関谷議員にも受入れ家庭の登録をいただいて、実際そういう方々を受け入れていただいております。台湾からのお客様が大変、近年多いのですけれども、まずはやはり米沢市にあります米沢市農泊受入推進協議会がありますので、例えば長く滞在して、御対応いただけるものか、そういうことも話題に出しながら、検討を深めていきたいと思っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） そういったことをよろしくお伺いいたします。

近年、台湾の方に限って受け入れているのですけれども、なぜかといいますと、大体30人ぐらいなものですから、受入れが容易にできるということなのですが、コロナ前までは千葉県とか仙台市とか、いろんなところから受け入れていたのですが、何せ日本の生徒たちが来ると、100人以上になるものですから、受入先が少ない。だから、関地区だけでなく、米沢全体で受け入れる家庭を探すという方法もあると思うのですが、その辺はどのように進めたらよろしいでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 農泊の課題としまして、以前は受入先、受入れ家庭が20件以上ありました。昨

年は、そこが11件ということで、なかなか受入れをしていただける家庭が少なくなっているという状況もありますので、ぜひそういう受入れ家庭を広げていくことも課題の一つとして捉えておりますので、やはり先ほど申し上げました推進協議会の中で、その拡大についても検討を深めたいと思います。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） その辺よろしく願います。

それで、市長にお伺いしたいのですけれども、市長も子供3人をお育てになりました。教育問題について、市長はどのようにお考えか。また、越境学習についてはどのように考えているか、お伺いさせていただきますか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。教育問題というのは、滞在というか、そういう形に関しての教育ということですかね。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

大変やはり多感な小学生、中学生の時期に、自分の住んでいるところではないところで一定程度体験を積むということは非常に大事なことから、このように思っております。

特に、米沢市の立場で申し上げますと、やはり一定程度期間をもって滞在してもらうということは、百聞は一見にしかずという言葉があるわけですが、非常に大事ですし、米沢のファンを育てるという意味においても、非常に市としても重要かと思っております。教育効果も非常にあるだろうと思うわけであります。

ただ、これは全て学校に負担をかけてしまうと、なかなか大変だろうと実際思っていますので、今は少し違いますけれども、自分の経験で恐縮ですが、私は昔ボーイスカウトというものに入っておりましたが、そういうものでも数日間他県に行って、それこそキャンプをする、自分でテントを張って経験を積むといったことであるとか、ボラン

ティア活動をするとか、こういう経験をしたことがございます。ですから、全て学校ということはいらない。様々なチャンネルがあるかと思ひますし、移住対策については、お試し暮らし体験事業ということを見直しさせていただいて、今まで2泊3日だったものを9泊10日という滞在への補助、これは移住対策ですけれども、未就学児も一緒に滞する場合はい時預かり保育であるとか、施設の補助金といったことも手当てをして、子供と一緒に米沢の暮らしを体験してもらう。こういったことも、ぐっと拡充しております。

デュアルスクールについてはいろいろ研究しなければいけないかと思ひますけれども、費用対効果だとか、体制の問題というのもありますので、ここは慎重に検討させていただきながら、長くなって恐縮ですけれども、米沢の場合、例えば東海市の修学旅行が、どんと1,000人程度来ていただいていると。こういうことも非常に大事な体験だろうと思ひていますし、既存のものをより充実させるという道もあるかと思ひます。

様々な手だてを検討したいと、このように思っています。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） ありがとうございます。

やはり今、市長がおっしゃったように、教育現場だけでは大変で、デュアルスクールも民間の企業が入っているのです、仲介役に。だから、そういった面で経費のかかる面もあると思ひますし、なかなか問題も多いようです。ただ、やはりこういう自由に勉強できるというのはすばらしいことかと思ひているものですから、その辺質問させていただきました。ありがとうございます。

次に、ジビエなのですけれども、その前に有害鳥獣は、昨日、我妻徳雄議員からいい提案もあり、しっかりとした質問をされていまして、そこは私から強くは申し上げませんが、三沢地区でも先日ですか、小学生が猿に追いかけるということがありまして、西部小学校では皆、家

庭に連絡が行ったように思います。

うちも二、三日前なのですけれども、猿が集団でうちの駐車場に来ました。朝の5時頃で、外に出られない状況で、何かけんかをしているかどうかで、かなりいら立っている猿の軍団だったものですから、やはり恐ろしいのが先に立って、追い払いの花火もできず、30分ぐらいじっとしていたのですけれども、いよいよ、こんなことをしていられないと思って、猟友会の方に電話して、来ていただいたのですが、その頃には猿も賢いのか、もういなくなりました。そういうことがあるのです。

観光客の方はやはり、うちのほうは田舎で、山も川もありますので、散歩に朝出かけるわけです。そうすると本当に、こがに猿いんながみたいなの、いや、熊もいるよなんて言えないぐらいの状態なのですけれども、そういったこともあるので、本当に猿の対策というのは非常に力を入れて、我々地域の人たちも猟友会の方とコミュニケーションを取りながら、演壇でも言ったように、頭数を捕ろうとは言っているのですが、追い払うだけではなくて、やはり頭数を減らさないと、これは非常に難しいということ。

三沢地区で150匹ぐらいいるのです。すごく強いというか、威嚇するような猿は捕ったからと、猟友会の人に言われたのだけれども、昨日、おととい来た猿は玄関の前ですごく威嚇して、逆に私はおりの中に入れられているような感じを受けて、とても外に出られないような状態がありましたので、これは本当に猿対策に力を入れていただきたいと強く要望させていただきます。

また、ジビエなのですけれども、先ほど産業部長が演壇で、前回質問したときもそうなのすけれども、別に私たちは頭数を多くしてというのではなくて、あくまでも、例えば冬季限定とか、これしかない、そういうのをSNSとかユーチューブとか、いろんな形で発信して、これしかない、これは限定品ですという形でジビエを進めて

いきたいと思っておりますので、その辺はどうでしょうか、冬限定と。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 関谷議員からジビエカーのお話もありました。捕獲場所から肉を劣化させないようにして処理加工施設まで持ってくるということから、頭数に限りませんが、ジビエカーであったり、加工処理施設、そういう整備はやはり必要になりますので、そこは期間を限定するにしても、そういった施設整備はまず必要になるということでお答えさせていただいたもので、よろしくお願いします。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 市長はじめ当局の方にお伺いしたいのですが、まずジビエを食べたことはございますか。おいしかったですか。皆さん、ないようです。ジビエは、イノシシのスペアリブは本当においしいです。料理の仕方によっても全然違いますし、そういったものをやはり皆さん一度食べてみたら、これはやらなくてはいけないという考えになると思いますので、ぜひ、もしお食べになりたいというときは、たくさんありますから言ってください。

今、女性のジビエハンターというのが増加しておりまして、例えば北海道では2007年度に88人だったのが、2016年には345人に増えて、10年間で4倍に増えているということですね。また、狩りガールと呼ばれる女性ハンターも増えていまして、2015年には全国で3,184人が狩猟の免許を取得しているという状態です。

これはなぜかという、ジビエの料理の人气が非常に高まっているということも背景になっておりまして、2015年ですから、まだ去年あたりまでですと、もう少し増えているかと思います。

米沢でも女性の方がお1人、猟友会に入ったとお聞きはしておりますけれども、こういった女性の方にも広がるように、育てていきたいと思いますが、そういったことはどうお考えですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 現時点では狩猟というところまでは大きくはしておりませんが、ジビエに関しては、レシピづくりを、過去2つほどレシピ集をつくらせていただきました。そういうときには地域の女性の方々に様々なメニューの御提案をいただきながら、まとめさせていただいた。そういう経緯はございます。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） やはり、なかなかジビエにすごく興味を持たないと料理は、ジビエは大変なものですから、うまくできないと思うのです。だから、猟師、猟友会の方ともよく話して、こういう性格だとか、こういうものだということをコミュニケーションを取りながら、やはり料理していただくのが一番だとなっていて、女性の方たちも、ハンターとしてジビエを実際捕って調理するというのがすごく今盛んになってきているようです。

最近では、真空低温調理法などいいまして、とてもおいしくできるような調理法もあります。先ほど申し上げたように、農林水産省ではジビエ利用の拡大に取り組んでいまして、5つ提案されております。

1つは、国産ジビエ認証制度。2018年に制定されたこの制度は、ジビエの安全性と透明性を確保するためのもので、現在全国に38の食肉処理加工場が設置されているとしております。

2つ目は、全国ジビエプロモーション事業。ジビエの魅力を広く伝えるためのプロモーション活動を行って、ジビエ料理コンテストや観光事例集の作成などがなされている。

3つ目はジビエハンターの育成、研究。これは米沢市でも提案されておりましたが、ジビエの供給を安定させるための研修プログラムを実施している。

やはり4番目にジビエカーの導入。確保したジビエを迅速に処理するための移動式解体処理ジ

ビエカーの導入を支援している。これは交付金も出ていますので、その辺も利用して、何とか実現したいと思います。

それと5つ目はペットフードの利用です。ジビエをペットフードとしても利用する取組を進めているということで、これもやはり国でもジビエ料理といいますか、ジビエの利活用についてはすごく力を入れていますので、何とか皆さんで地域のブランドにしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 関谷議員から、ジビエがとてもおいしいというお話、私は熊は食べたことがあるのですが、イノシシはまだ食べていないところです。

そういう中で、やはりジビエについては家畜と違いまして、様々な病原体とか、そういうもののおそれもありますので、その活用にあたっては、何よりも安全安心なジビエを確保するということが大事だと思っております。

そして、先ほど関谷議員から5つの視点がありましたけれども、そういう点からも、例えばジビエカーであったり、加工処理施設、県内には加工処理施設は小国町にしかありませんけれども、そういう施設整備には鳥獣被害防止総合対策交付金の活用が可能ですので、やはり関谷議員からの御提案にありました、地域でそういうものに取り組まれるという御計画、そういうものをまずお聞かせいただきながら、やはり施設整備に当たりますと、持続的にその施設を運営していく体制も必要になってきますので、そういうところを、あとはそういう施設で実際に携わる方の、人の問題であったり、そういうものもやはり課題だと思っておりますので、ぜひお話、御計画をお聞かせいただいて、一緒に考えさせていただきたいと思ひます。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） ありがとうございます。

最後にですが、市長に、これは通告していないのですけれども、市長はジビエというのをどう思っていますか。ジビエ料理について、振興について、どう思いますか。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ジビエ料理についてどう思うかということで、御質問でございました。基本的に、やはり地域で生息しているものを地域のハンターの方が捕って、そして、それほど量は多くないけれども、料理をして食すると。ですから、まさに大規模な料理ではなくて、一種の地産地消の一形態なのかと思います。

そういう意味では、地域の恵みを、そこでしか食べられないものを、あまり冷凍ではなくて、食するという意味においては、地産地消の一つの形態だし、そこでしか食べられないものを、地域の人が料理したものを食べるということですから、私は食文化としては十分あるかと思います。ヨーロッパなどで盛んなのは、そういうことかと思えます。残念ながら、まだ日本ではそれほど広がってはいないわけですが、米沢はそういう意味では、ある意味で、議員が御指摘のとおり、ジビエの宝庫になり得るので、工夫して、どこまでできるのかというのは研究したらいいという印象を持っております。

○相田克平議長 関谷幸子議員。

○4番（関谷幸子議員） 米沢にとっては、米沢牛が一番のブランドになっておりますので、果たしてジビエを食べに来るのかと思って、うちにいらっしゃる女性の方に限定してお話を伺うと、若い方はぜひ食べたいとおっしゃるのです。だから、そういう意味でも地域一丸となって頑張りたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○相田克平議長 以上で4番関谷幸子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休 憩

午後 0時03分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議第117号米沢市国民健康保険条例の一部改正について

○相田克平議長 次に進みます。日程第2、議第117号米沢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。  
近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 ただいま上程になりました議第117号米沢市国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○相田克平議長 ただいまの市長説明に対し、総括質疑を許可します。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案1件は、会議規則第37条第1項の規定により、配付しております議案付託表（追加）のとおり、所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、

来る 9 月 27 日の本会議にその審査の経過と結果  
を報告願います。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終  
了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時 0 5 分 散 会